

## 『防災管理制度について』その1 消防法改正6月より施行

昨年11月号のFIRE通信でご案内しました『防災管理制度』が、6月より施行されます。対象となるお客様におかれましては、すでに消防署より何らかの連絡があり、防災管理者講習や自衛消防業務講習などを受講されておられる方もおられます。5月号では、この制度の概要と提出書類作成にあたり ひな型 などが掲載されているインターネットサイトのご紹介、6月号では、防災管理点検のポイントについてご説明いたします。対象外のお客様におかれましても、防災管理の消防計画書については、一読の価値はあると存じます。

### 防災管理制度の概要 (法36条(8条の読み換え) 法8条)

地震災害や特殊な災害(テロ等)など同時多発的に発生する災害に対して、その被害の軽減のために、大規模・高層の防火対象物において、**防災管理者の選任・消防計画書**(地震などの被害軽減措置などを盛り込む)作成・**自衛消防組織設置・防災管理点検**を法律で義務付けた。

### 対象となる防火対象物 令46条 令4条の2の4

対象となる用途 右記(共同住宅(5項ロ)・飛行機格納庫(13項ロ)・倉庫(14項)・(18・19・20項))以外の用途  
上記用途が、地階を除く**11階以上**にあり、同一敷地内の対象用途の延べ面積合計が **1万㎡以上**  
上記用途が、地階を除く**5階以上10階以下**にあり、同一敷地内の対象用途の延べ面積合計が **2万㎡以上**  
上記用途が、地階を除く**4階以下**にあり、同一敷地内の対象用途の延べ面積合計が **5万㎡以上**  
地下街(16項の2)で、延べ面積1,000㎡以上

〔対象となる防火対象物では、下記対応が義務付けられます。〕

### 防災管理者

- (1)防災管理者の責務(令48)当該業務を行うとき、必要に応じ管理権原者に指示を求め誠実に職務を遂行する。
- (2)防災管理業務(法36,8)①消防計画の作成 ②消防計画に基づく避難訓練実施 ③その他防災管理上必要な業務
- (3)防災管理者の資格(令47)甲種防火管理講習の課程を修了し、防災管理講習の課程も終了したもの  
危険物保安監督者に選任され、甲種危険物取扱者(規51-5)(その他省く)
- (4)防災管理講習(規51-7)新規講習5時間、再講習3時間(H20.9.24告示17号)5年以内に再講習
- (5)防災管理者の選任(法36,8 規51-9)管理権原者は当該業務責任者として、防災管理者を定め所轄署へ届けなければならない。当該対象物の**防災管理者には、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務も行わせる。**(法36②)  
参考サイト⇒『[防災管理者選解任届出書\(ひな型\)](http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/000028658.html)』(大阪市消防局ホームページ内)

<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/000028658.html>

### 消防計画書(防災管理)

既存の防火管理に関する消防計画書に加え、下記項目を追加し作成する

- (1) 防災管理に関する基本的な事項(規51-8)
  - (イ) 自衛消防の組織
  - (ロ) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内
  - (ハ) 収容人員の適正化
  - (ニ) 防災管理上必要な教育
  - (ホ) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施(防災管理に関する避難訓練は、1回/1年以上実施)
  - (ヘ) 防災管理についての関係機関との連携
  - (ト) 訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び見直し
  - (チ) 建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
- (2) 地震被害の軽減に関する事項(規51-8)
  - (イ) 地震発生時における建築物等及び建物内にいる人等の被害の想定と、想定される被害に対する対策。
  - (ロ) 建築物等への地震による被害の軽減のための自主検査。
  - (ハ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備。
  - (ニ) 地震発生時における家具等の建築物等に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置。
  - (ホ) 地震発生時の通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置。
  - (ヘ) その他、地震による被害の軽減に関し必要な事項
- (3) 特殊な災害(テロ等)による被害の軽減に関する事項(規51-8)
  - (イ) 災害発生時における通報連絡及び避難誘導。
  - (ロ) その他、被害の軽減に関し必要な事項

(4) 自衛消防組織の業務に関する事項 (規 51-10) (防災管理業務の部分)

(イ) 火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領。

(ロ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練。

(ハ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項

参考サイト⇒『消防計画書 (防災管理) (ひな形)』(消防庁ホームページ内)

[http://www.fdma.go.jp/html/misc/210409\\_minkan\\_jigyousho/mimkan\\_houkokusho.html](http://www.fdma.go.jp/html/misc/210409_minkan_jigyousho/mimkan_houkokusho.html)

『消防計画書 (防災管理) 届出書 (ひな形)』(大阪市消防局ホームページ内)

<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000028658.html>

## 自衛消防組織

(1) 設置対象 (法 8-2-5 令 4-2-4)

前頁の**対象となる防火対象物**と同じで、『自衛消防組織設置対象物』と呼ぶ。

(2) 自衛消防組織の業務 (令 4-2-6,7 規 4-2-10 規 51-10)

① 火災時の、消火活動、消防への通報、避難誘導、その他の火災の被害の軽減のために必要な業務

② 前頁**消防計画書 (防災管理)** (4) 自衛消防組織の業務に関する事項 の業務

(3) 自衛消防組織の要員の基準 (令 4-2-8 規 4-2-11)

① 『統括管理者』が自衛消防組織を統括する

② 自衛消防組織の業務は、消火班・通報連絡班・避難誘導班・救出救護班等で、各班2人以上の要員を定める

(4) 自衛消防業務講習 (対象=令 4-2-8 H20.9.24 告示 13) (内容=規 4-2-14 H20.9.24 告示 15)

① 統括管理者と統括管理者の直近下位の**内部組織の班長** (上記 (3) ②) は受講する

② 初めて受ける⇒『自衛消防新規講習 (12時間)』、再講習 (5年以内) ⇒『自衛消防再講習 (6時間)』、  
防災センター要員講習修了者⇒『追加講習 (3時間)』

(5) 自衛消防組織設置の届出 (規 4-2-15)

管理権原者は、自衛消防組織の編成及び要員の配置、統括管理者、資機材等について届出なければなりません。

参考サイト⇒『自衛消防組織設置 (変更) 届出書 (ひな型)』(大阪市消防局ホームページ内)

<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000028658.html>

## 防災管理点検

6月号に記載します。



「はやての如く」